コーポレートガバナンス・ガイドライン

序文

当社は、当社が持続的に成長し、当社の長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様に当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本ガイドラインを制定しました。今後、本ガイドラインを改訂した場合には、適時適切にその内容を公表いたします。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

- 第2条 当社は、法令に基づき、株主総会開催日の2週間以上前に招集通知を発送しておりますが、招集通知に記載する情報は、取締役会決議等の手続き終了後、速やかに、TDnet を通じて開示しているため、実質的に招集通知発送前に公表しております。その他、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考える情報につきましても必要に応じて開示しております。[1-2②]
 - 2 当社は、現在、海外投資家比率及び総株主数等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用はしておりませんが、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境(当社の株主総会をできる限り他社と異なる日に開催すること等を含む。)の整備に努めております。[1-23]、④

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。[1-1]

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

- 第4条 当社の政策保有株式方針は以下の通りです。[1-4]
 - 1 政策保有株式に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、資産運用の一環として取得する投資株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)として区分しております。取引先企業の株式保有が当該企業との安定的・長期的な取引関係の維持・強化等に資すると判断した場合は、当該企業の株式を政策的に保有する方針であります。

2 取締役会での検証

当該政策保有が当社の企業価値を向上させるため中長期的な視点に立ち、事業推進上引き続き 必要かどうか、取締役会において純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式) について、保有目的及び保有の合理性(時価、簿価、取引金額、配当、保有リスク等)について 検証を行うことといたします。

3 政策保有株式の縮減

当社は資本効率向上等の観点から、政策保有株式の総数の削減を進めることを基本方針としております。当社の株式を政策保有株式として保有している会社から売却等の意向を示された場合、取引金額の縮減を示唆する等の売却を妨げる行為は行わず、その意向を尊重して適切に対応いたします。

4 議決権行使

当社は、政策保有株式として保有する上場株式の議決権行使にあたり、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点等を踏まえ、総合的に判断し賛否を決定いたします。

上記方針に基づき、当社が保有する当該株式については、毎年、当社取締役会で、その保有目的・経済合理性を検証します。その検証の結果、保有意義が希薄となった株式については、順次売却していく方針です。なお、当該株式の議決権行使にあたっては、議案ごとに当社の保有方針に適合するか否か等、総合的に検討した上で判断を行っております。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

- 第5条 当社は、「取締役会規程」の定めに基づき、取締役との利益相反取引については、取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしております。関連当事者との取引が稟議書あるいは取締役会にて報告または承認されていることを確認しております。 [1-7]
 - 2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の決議を得なければならないと「取締役会規程」に定めております。

(ステークホルダーとの関係)

第6条 当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから 理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と 判断される情報 (非財務情報も含む) についても、当社ウェブサイト等の様々な手段により開示を行っております。[3]

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第7条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、 適時適切に開示しておりま

す。

その際に、開示資料について、株主の視点に立ち、社外役員からの意見も踏まえた上で内容の検討を行っております。また、開示資料において専門用語については分かりやすい表現に努めており、必要に応じて、注釈を入れる等の工夫に努めております。今後も、開示資料については株主視点に立った表現で作成してまいります。 $\begin{bmatrix} 3-1 \ \Omega \end{bmatrix}$

2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所 規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示してお ります。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

- 第8条 当社の取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営基本理念及び経営計画などの経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関として位置付けられております。また、取締役及び重要な使用人が適切かつ効率的に職責を執行するために、「取締役会規程」及び「決裁・決議権限表」を定め、権限と責任を明確にするとともに、業務執行状況の検証を行い、より透明度の高い経営の実現を図っております。[4-1]
 - 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・ 透明性を確保するとともに、社長(最高経営責任者)その他の経営陣の指名、評価及びその報酬 の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の 決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行うこととしております。

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「決裁・決議権限表」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。 取締役会は原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。 $[4-1\, \mathbb{O}]$

(独立社外取締役の役割)

第9条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとしております。

(取締役会議長)

第10条 当社の取締役会議長は代表取締役社長が務めております。取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営すると共に、自由闊達で建設的な議論になるよう環境を整備しております。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第11条 当社の取締役(監査等委員でない取締役)の人数は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、取締役会は取締役全員をもって組織しております。取締役の選任の際は、各部門を担当する業務執行担当取締役や社外取締役が候補者を推薦し、取締役会での決議を得て、株主総会決議により選任することとしております。[4-11①]

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思 決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。社外取締役はその知見・経験に基 づいた客観的視点に立った提言・助言を通じ、外部からの経営監視・監督機能を十分に果たすこ とが可能な体制が整えられていることから、取締役会等における独立社外取締役の役割は有効に 機能していると考えております。

任意の諮問機関としての委員会は設置しておりませんが、現時点では、取締役会の場において、 独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。 [4-10①]

(取締役の資格及び指名手続)

- 第12条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。
 - 2 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性に関する考え方を定め、取締役候補者を決定するに際しては、かかる考え方に基づき、取締役の多様性に配慮しております。
 - 3 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象としております。

(監査等委員会の構成等)

- 第 13 条 監査等委員会の委員の過半数は独立取締役とし、その議長は監査等委員会の決議により選任することとしております。
 - 2 当社の監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないとしております。

[4-4]

(取締役の責務)

- 第14条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならないとしております。
 - 2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行しております。
 - 3 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社 の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならないとしております。

(取締役の研鑚及び研修)

第15条 当社の取締役(独立社外取締役を含む。)は、研修プログラムに参加するとともに、当社の経営 戦略、財務状態その他の重要な事項につき社長(最高経営責任者)またはその指名する業務執行 取締役から説明を受けることとしております。 2 当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないとしております。

(取締役会の議題の設定等)

- 第16条 当社の取締役会議長は、各取締役からの提案及び意見を踏まえ、毎事業年度末に開催される取締役会において、翌事業年度の取締役会において議題とすべき、当社の経営戦略、リスク及び内部統制に関する主要な事項を定めております。
 - 2 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って(但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。)、社外取締役を含む各取締役に配付しております。

(独立社外取締役による社内情報へのアクセス)

- 第17条 当社の独立社外取締役及び監査等委員である取締役は、必要があるとき、または適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、または 社内資料の提出を求めることができることとしております。
 - 2 当社は、監査等委員会及び各監査等委員である取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査等委員会事務局を設置することとしております。

(自己評価)

第18条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役会に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する予定であります。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

- 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、 当該取締役(監査等委員である取締役を除く)の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高 めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならないとしております。
 - 2 当社は、取締役会が決定した取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等に関する方針 (株式関連報酬その他の業績連動型 報酬の割合の設定に関する方針を含む。)を、適時適切に開示しております。
 - 3 独立社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものであります。
 - 4 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容及び個人別の報酬等の額を定めております。
 - 5 取締役会は、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断しております。この場合、取締役会は、当社における他の役職員の報酬等及び当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮しております。

- 6 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬の範囲内において、監査 等委員である取締役の協議によって定めております。
- 7 当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)に対して支払われた報酬等の額について、 第2項の方針とともに適切な方法により開示しております。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

- 第20条 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努めております。
 - 2 当社の株主との対話については、総務部やその他必要に応じて代表取締役社長や当該担当者が 対応して、タイムリーに情報を開示すると共に、投資家との面談の実施やメールなどによる株主 投資家からの問い合わせに対応するなどの様々な機会を通じて株主等との建設的な対話の機会 を持つように努めております。当社経営方針、企業の成長戦略にかかる取組みついて理解を得る よう努めるとともに、株主等の声に耳を傾け、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収 及び反映し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。独立社外取 締役は当該主要な株主との対話に出席する機会を与えられるものとしております。当該対話を行 うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとしており ます。

 $\lceil 5-1 \rceil$

以上

2021年11月19日制定2022年11月22日改正